

確認申請書の書き方

(留意事項)

申請書でよくある指摘事項についてまとめてみました。
申請書作成時に参考として頂ければ幸いです。

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター
令和元年度版

確認申請書（建築物）

（第一面）

最新版であるか 条項に注意

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（一財）滋賀県建築住宅センター
理事長 様

センターに申請した年月日です

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

**申請者は原則として建築主となります。
法人、団体等の場合は代表職と氏名を記入**

申請者氏名 滋賀 伊吹男

滋賀印

滋賀 びわ子

滋賀印

連名の場合は全員の氏名 異なる印となります

設計者氏名 住宅 千太

住宅印

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 年 月 日	※欄は当センターで記入します		令和 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

建築主等の概要

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 沓 伊オ
- 【ロ. 氏名】 滋賀 伊吹男
- 【ハ. 郵便番号】 520-0801
- 【ニ. 住所】 滋賀県大津市におの浜一丁目
- 【ホ. 電話番号】 077-510-0000

・ 崎と崎、高と高など漢字に注意して下さい

・ 電話番号が無い場合は無し 又は - と記入
概要書には建築主の電話番号は記入しません

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 000000 号
- 【ロ. 氏名】 近江 富士夫
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (滋賀県) 知事登録第 (イ) 000号
近江富士夫一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 523-0893
- 【ホ. 所在地】 滋賀県近江八幡市桜宮町
- 【ハ. 電話番号】 0748-31-0000

・ FAX番号の記入あれば訂正内容FAXします
・ 代理者の方は申請者からの委任状が必要です
・ 設計者の作成した図面を代理者が訂正する時は
建築士法により設計者からの委任状が必要です

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 000000 号
- 【ロ. 氏名】 住宅 千太
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (滋賀県) 知事登録第 (ロ) 000号
住宅千太一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 525-0050
- 【ホ. 所在地】 滋賀県草津市南草津三丁目
- 【ハ. 電話番号】 077-569-0000
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】 申請図書一式

滋賀県の建築士事務所の登録
番号は、一級がカタカナ
二級はひらがなです

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 000000 号
- 【ロ. 氏名】 湖 碧子
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (滋賀県) 知事登録第 (ハ) 000号
湖 碧子一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 522-0072
- 【ホ. 所在地】 滋賀県彦根市船町
- 【ハ. 電話番号】 0749-27-0000
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造関係図書一式

- 【イ. 資格】 () 建築士
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

作成又は確認した図書には一級、二級または木
造建築士である表示、記名及び押印が必要です

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ハ. 電話番号】
- 【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第 20 条の 2 第 1 項の表示をした者

【イ. 氏名】 構造設計した構造設計一級建築士名

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

号

**構造設計一級建築士が自ら図書を作成している
場合に記載**

建築士法第 20 条の 2 第 3 項の表示をした者

【イ. 氏名】 適合確認した構造設計一級建築士名

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第

号

**構造設計一級建築士が法適合確認を行った場合
に記載**

建築士法第 20 条の 3 第 1 項の表示をした者

【イ. 氏名】 設備設計した設備設計一級建築士名

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

**設備設計一級建築士が自ら図書を作成している
場合に記載**

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

建築士法第 20 条の 3 第 3 項の表示をした者

【イ. 氏名】 適合確認した設備設計一級建築士名

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

**設備設計一級建築士が法適合確認を行った場合
に記載**

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第

号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇〇〇 号
- 【ロ. 氏名】 住宅 千太
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (滋賀県) 知事登録第 (〇) 〇〇〇号
住宅千太一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 525-0050
- 【ホ. 所在地】 滋賀県草津市南草津三丁目
- 【ヘ. 電話番号】 077-569-0000
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 申請図書一式

工事監理者が決まっていない場合は未定である旨と決定次第工事監理者選定届を提出する旨を記入し、工事着工前に届ける必要があります

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

**・工事監理者の変更がある場合は、工事監理者変更届を提出下さい
・変更後の監理者は工事監理者欄に追加して下さい**

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合する設計図書】

・建設業の許可は5年毎に更新が必要です
・施工者が決まっていない場合は未定である旨と決定次第工事施工者選定届を提出する旨を記入のうえ、工事着工前に届けて下さい

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役 比良 蓬菜
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (滋賀県知事) 第 般 27-000000

【ハ. 郵便番号】 000-0000
【ニ. 所在地】 滋賀県〇〇市〇〇町
【ホ. 電話番号】 000-000-0000

直営の場合も欄内を埋めて下さい

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
 未申請 (例：日本建築総合試験所 大阪府大阪市中心区内本町)
 申請不要

本申請提出時点での状況を記入して下さい
概要書にはこの欄はありません

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 ()
 未提出 (例：(一財) 滋賀県建築住宅センター 滋賀県草津市南草津)
 提出不要 ()

【9. 備考】

カテ シチカク
滋賀邸 新築工事

・備考欄が確認済証の建築物の名称に反映されます
工事名や建物名が決まっている場合は記入して下さい

本申請提出時点での状況を記入して下さい
概要書にはこの欄はありません
また、2,000㎡以上の非住宅で、提出不要の場合には、建築物省エネ法施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等提出が不要になる理由を記入してください

連名の場合は、全ての人を
記入して下さい
工事届も同じです

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 沓 びわ
【ロ. 氏名】 滋賀 びわ子
【ハ. 郵便番号】 520-0801
【ニ. 住所】 滋賀県大津市におの浜一丁目
【ホ. 電話番号】 077-510-0000

電話番号が無い場合は
無し 又は - と記入

3面は敷地全体に対しての記入となります

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

- ・都市計画法等の許可とあわせて下さい
- ・字名等もお忘れなく
- ・土地区画整理地区内にあつては従前地と仮換地の両方を記入下さい

【1. 地名地番】

滋賀県〇〇市〇〇町 字〇〇番

【2. 住居表示】

住居表示実施区域は住居表示も記入

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域)
- 市街化調整区域
- 区域区分非設定
- 準都市計画区域内
- 準都市計画区域及び準都市計画区域外

地区計画や風致地区、宅地造成規制区域、高度地区、建築協定等の名称を記入

【4. 防火地域】

- 準防火地域
- 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法 22 条区域

【6. 道路】

- 【イ. 幅員】 4.000m
- 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 23.700m

【7. 敷地面積】

- 【イ. 敷地面積】 (1) (670.25 m²) ()
- (2) () ()
- 【ロ. 用途地域等】 (第 1 種住居) ()
- 【ハ. 建築基準法第 52 条第 1 項及び第 2 項の規定による建築物】 (160.00%) ()
- 【ニ. 建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率】 (60.00%) ()
- 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) (670.25 m²)
- (2) ()

【ハ. 法第52条第1、2項の容積率】

(住居系・ほとんどの指定無し)

容積率 = 道路幅員 × 0.4

(その他・一部の指定無し)

容積率 = 道路幅員 × 0.6

【ト. 敷地に建築可能な建蔽率】

6m以上の道路の角地や二方向道路は10%アップ(滋賀県内建築基準法取扱基準2-3-02参照)

角地緩和や二方向道路による緩和の適用、地区計画による建蔽率や容積率の制限の内容を記入

【ハ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160.00%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70.00%

【チ. 備考】

角地緩和

・敷地全体の主要用途、工事種別を記入

・区分は用途記号一覧表を参照してください

・都市計画法の許可内容とあわせて下さい

・(ただし都市計画法の許可が改築の場合は建築基準法では新築になる場合があります)

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住居

【9. 工事種別】

- 新築
- 増築
- 改築
- 移転

【10. 建築面積】 (申請部分

【イ. 建築面積】 (100.00 m²)

【ロ. 建蔽率】 14.92 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (200.00 m²) () (200.00 m²)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (1/3 (緩和限度)) ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

(全て

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等】 () () ()

(全て

【ホ. 自動車車庫等の部分】 (1/5 30.00 m²)

【ハ. 備蓄倉庫の部分】 (1/50

【ト. 蓄電池の設置部分】 (1/50

【チ. 自家発電設備の設置部分】 (1/100

手数料対象面積

・単位を記入

・小数点以下第2位まで記入

・10㎡以下の建物も面積には含めます。

・小数点以下第3位は切り捨て、ただし建蔽率・容積率は小数点以下第3位以下を繰り上げ

・【ロ.】から【ヌ.】までは容積率緩和の対象で除外限度まで【ワ. 延べ面積】に算入されません

【リ. 貯水槽の設置部分】 (1/100) () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 (1/100) () () ()

【ル. 住宅の部分】 (170.00 m²) () () (170.00 m²) ()

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () () ()

【リ. 延べ面積】 170.00 m²

【カ. 容積率】 25.37%

10㎡以下の建物は棟数に
カウントしません

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物 (PH階含む 棟飾等除く))

【イ. 最高の高さ】 (8.000m) () ()

【ロ. 階数】 地上 () ()

地下 () ()

【ハ. 構造】 造 一部

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

平均地盤面からの高さを記入

天空率は別途審査手数料
が必要になります

【14. 許可・認定等】

都市計画法第29条による許可 第〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

開発の検査済証 第〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

法定外公共物占用等の許可 第〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

集成材フローリング MFN-1649

・あくまで予定なのでゆと리를もって記入して下さい
・開発の完了公告より後、確認済証の発行日より後

・使用した大臣認定番号を記入
・この欄に書ききれない場合は
別紙に記入下さい
・大臣認定データベースに登録さ
れていない認定品については、
大臣認定書の写しを添付してく
ださい(認定書の表紙だけでは
なく認定内容がわかるよう別紙
も添付ください)

【15. 工事着手予定年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【16. 工事完了予定年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 1 回) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (土台、柱、はりおよび筋かいを金物により接合する工事の工程)

(第 回) 令和 年 月 日 ()

(第 回) 令和 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】

例) 施行令第137条の2第二号イ (H17国交省告示第566号第3) の規定に該当しているため、法86条の7第1項により既存部分における建築基準法第20条の規定は適用除外

例) 木造平屋物置 3.0

【19. 備考】

計画変更の時は
第三面に係る変更の概要を記入

・既存不適格の適用を受ける場合は適用の内容を記入
・10㎡以下の棟の構造、階数、用途と面積を記入。

建築物

四面と五面は建物の棟単位で記入

(第四面)

申請面積の大きい順に1から番号をふり、配置図と合わせる

【1. 番号】

1

【2. 用途】(区分 **08010**) **一戸建ての住宅**

(区分)
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

第五面【7.】の用途と合わせる

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】

造 一部 造

【5. 耐火建築物等】

耐火建築物 準耐火建築物(イ-1) 準耐火建築物(イ-2)
準耐火建築物(ロ-1) 準耐火建築物(ロ-2)
耐火構造建築物 特定避難時間倒壊等防止建築物 その他

【6. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 2階
【ロ. 地階の階数】
【ハ. 昇降機塔等の階の数】
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

PH階がある場合は記入、第五面も必要となります

【7. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 8.000m
【ロ. 最高の軒の高さ】 6.600m

**ガス設備がある場合は
LPガス、都市ガスの別を記入**

【8. 建築設備の種類】

電気、都市ガス、給排水、換気

ルート2 構造計算のことです

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による
審査の特例の適用の有無】 有 無
【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 **3** 号

建築士の設計で法6条1項4号の建物のうち

- ・ **防火・準防火地域以外の一戸建ての住宅か併用住宅で住宅以外の部分が延べ面積の1/2未満かつ50㎡以下のもの→3号**
- ・ **その他→4号(消防の同意が必要です)**

【ニ. 認定型式の認定番号】

第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ハ. 認証型式部材等の認証番号】

型式適合認定を受けている場合、チェックが必要です。

- ・ **上段「イ」・・・建築設備のみを除いた建築物に係る型式適合認定**
- ・ **下段「ロ」・・・建築設備も含めた建築物に係る型式適合認定**

【10. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】	(2階) (100.00 m ²)	() ()	(100.00 m ²)
	(1階) (100.00 m ²)	() ()	(100.00 m ²)
	(階) ()	() ()	()
	(階) ()	() ()	()
	(階) ()	() ()	()
	(階) ()	() ()	()
【ロ. 合計】	(200.00 m ²)	()	(200.00 m ²)

最上階から記載

床面積は各階合計を小数点以下2位まで有効とし、3位以下は切り捨てる
(各階の計算過程では端数処理は行わない)

【11. 屋根】
カラーベスト (NM-2093)

【12. 外壁】
亜鉛鉄板張り 下地木毛セメント板厚15mm 屋内側石膏ボード厚12.5mm

【13. 軒裏】
ケイカル板

【14. 居室の床の高さ】
600mm

【15. 便所の種類】
水洗 (公共下水)

【16. その他必要な事項】

【17. 備考】

法22条区域及び耐火建築物等で耐火要求のある場合は、大臣認定番号、告示材料名または番号、仕上げ材の厚み等を記入

- ・ 最下階の居室の床組が木造である場合のみ記入
- ・ 45cm未満の場合は、べた基礎や防湿コンクリート等の防湿措置も記入

計画変更の時は
第四面に係る変更の概要を記入

下記より選択

- ・ 水洗 (公共下水)
(農村下水)
(団地内浄化槽)
(合併浄化槽)
- ・ 汲取り
- ・ 汲取り(改良)

建築物の階別概要

【1. 番号】

1

【2. 階】

F 2

塔屋階P 地上階F 地階B

【3. 柱の小径】

105mm

【4. 横架材間の垂直距離】

2,800mm

【5. 階の高さ】

最上階は記入不要

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2,500mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】

有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)

【イ.】 (08010) (一戸建ての住宅) (100.00 m²)

【ロ.】 () () ()

【ハ.】 () () ()

【ニ.】 () () ()

【ホ.】 () () ()

【ヘ.】 () () ()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

計画変更の時は
第五面に係る変更の概要を記入

・令第43条の柱の小径を
満たせるようにして下さい
・最も不利な柱について記入
・単位記入
・【3.】【4.】は在来木造のみ記入

建築物の階別概要

【1. 番号】

1

【2. 階】

F 1

【3. 柱の小径】

105mm

【4. 横架材間の垂直距離】

2,800mm

【5. 階の高さ】

3,000mm

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2,500mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

最も低い天井高の居室の天井高さを記入。

高さ6m超、面積200㎡超の吊り天井

【7. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)

【イ.】 (08010) (一戸建ての住宅) (70.00 ㎡)

【ロ.】 (08490) (自動車車庫) (30.00 ㎡)

【ハ.】 () () ()

【ニ.】 () () ()

【ホ.】 () () ()

【ヘ.】 () () ()

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

計画変更の時は
第五面に係る変更の概要を記入

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

1

第四面の棟番号ごとに、同一棟で構造が分かれる場合(既存を含む)は番号を追加していきます (1または1-1、1-2、1-3)

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 () 地下 ()

【ニ. 構造】 造 一部 造

【2.】【3.】は

【1.番号】が1のみの場合は記入不要とできます

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準 新築の場合

特定増改築構造計算基準 増築の場合

ルート2もしくはルート3の場合はチェックが必要

【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第 81 条第 1 項各号に掲げる基準に従った構造計算 大臣認定
- 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号イに掲げる構造計算 保有水平耐力計算 (ルート 3 又は同等計算)
- 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに掲げる構造計算 限界耐力計算
- 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 2 号イに掲げる構造計算 許容応力度等計算 (ルート 2 又は同等計算)
- 建築基準法施行令第 81 条第 3 項に掲げる構造計算 許容応力度計算 (ルート 1 又は同等計算)

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)

その他のプログラム

既存の緩和

・ 1-イ

・ 2-イ

・ 3-イ

【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

計画変更の時は

第五面に係る変更の概要を記入

委任状

私は **近江 富士夫** を代理人と定め下記に関する権限を委任します。

- ・ 窓口に建築主が直接申請に来られない場合は代理人への委任状が必要です
- ・ 代理人は建築士又は行政書士に限られます
- ・ 委任状の書式は定められていません。参考にしてください

記

1. 建築確認（計画変更確認を含む） 中間検査 完了検査

2. 上記1. の業務に関する手続き、確認申請関係図書の訂正及び指定確認検査機関から交付される文書の受領

3. 敷地の地名地番 **滋賀県〇〇市〇〇〇〇**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

日付は委任された日です
確認の申請日ではありません

住 所 **滋賀県大津市におの浜一丁目**

氏 名 **滋賀 伊吹男**



住 所 **滋賀県大津市におの浜一丁目**

氏 名 **滋賀 びわ子**



委任状

私は **近江 富士夫** を代理人と定め下記に関する権限を委任します。

- ・ 代理者が設計図書を変更する場合は建築士法により設計者からの委任状が必要です
- ・ 委任状の書式は定められていません。参考にして下さい

記

1. 建築確認（計画変更確認を含む） 中間検査 完了検査
2. 上記1. の業務に関する手続き、確認申請関係図書の訂正及び指定確認検査機関から交付される文書の受領
3. 敷地の地名地番 **滋賀県〇〇市〇〇〇〇**

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 **滋賀県草津市南草津三丁目**

氏 名 **住宅 千太**



(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- 1) 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2) ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- 1) 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2) 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- 3) 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- 4) 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- 5) 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 6) 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- 7) 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 8) 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 9) 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- 10) 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

11) 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係

- 1) 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- 2) 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- 3) 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- 4) 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- 5) 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- 6) 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- 7) 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- 8) 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- 9) 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- 10) 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- 11) 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の

「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。

- 12) 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 13) 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 14) 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- 15) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- 16) 11欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
 - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- 17) 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- 18) 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場

合においては、最大のものを記入してください。

- 19) 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- 20) 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 21) 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 22) 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- 23) 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。
- 24) 建築基準法第86条の7又は同法第86条の8の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
- 25) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- 26) 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- 1) この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- 2) この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- 3) 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 4) 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- 5) 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 5欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物（イ-1）」（建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。）、「準耐火建築物（イ-2）」（同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物（準耐火建築物（イ-1）に該当するものを除く。）をいう。）、「準耐火建築物（ロ-1）」（同法施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「準耐火建築物（ロ-2）」（同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。）、「耐火構造建築物」（同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。）をいう。）、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。
- 7) 6欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- 8) 6欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- 9) 8欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定

に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。

- 10) 9欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 11) 9欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- 12) 9欄の「ホ」は、当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ハ」（尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「ハ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
- 13) 10欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 14) 14欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- 15) 15欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- 16) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、16欄又は別紙に記載して添えてください。
- 17) 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、17欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- 18) 計画の変更申請の際は、17欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

- 1) この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- 2) この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- 3) 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- 4) 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- 5) 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 7) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- 8) 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

7. 第六面関係

- 1) この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- 2) 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 3) 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。

- 4) 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- 5) 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- 7) 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- 8) 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。